

農地法第3条許可制度

1 3条許可を要する場合

農地について、農地として耕作目的のために、売買する場合や賃貸する場合等の権利の設定や移転を行う場合には、当事者（譲渡人と譲受人）は、農業委員会の許可を受ける必要があります。

また、許可を受けないでした行為は、その効力を生じないこととなっており、売買等の登記ができません。

目的が耕作ではなく、転用の場合は、農地法第4条または第5条の規定に基づく転用許可を受ける必要があります。

2 3条の許可権者

農業委員会	農地等の権利を取得する場合
	権利を取得しようとする者が農業生産法人および特定法人以外の法人である場合
	その取得しようとする権利が民法に規定する地上権である場合

3 3条許可の手続き

- ① 申請しようとする農地が所在する市町村の農業委員会に許可申請書を提出します。
- ② 農業委員会は、内容を審査し、必要がある場合は実地調査を行い、許可または不許可を決定し、指令書を申請者に交付します。

4 許可基準

農地法では3条許可をすることができない場合を規定しており、次のいずれかに該当する場合は許可されません。（主な場合であり、その他にも許可されない場合があります。）

① 下限面積の制限

権利取得後のすべての農地の経営面積の合計（世帯員の分も合算します）が、50aに達しない場合は、原則として許可されません。（50aの例外地域があります。→北中山地区40a、河和田地区30a）

※ 鯖江市農業委員会では、管内の農地取得に係る下限面積を次のように定めています。

区 域	下 限 面 積
鯖江市のうち旧北中山村 （松成町、落井町、磯部町、戸口町、中戸口町、上戸口町、川島町の区域）	40アール

鯖江市のうち旧河和田村 (別司町、河和田町、蒔生田町、片山町、西袋町、金谷町、 寺中町、北中町、東清水町、尾花町、沢町、上河内町の 区域)	30アール
上記以外の区域	50アール

■ 下限面積設定の理由

農地法において農地の権利移動には許可が必要であり、権利移動後の耕作面積が50アール以上であることが要件の1つとされています。

なお、上記の2つの区域については、地域の平均的な経営面積が小さく、他の区域と営農条件が異なるため、地域の営農規模を考慮し、別段の下限面積を定めることとする。

※指定された下限面積については、毎年度農業者の営農状況を調査し見直しを行います。

平成23年度は見直しの結果、変更なしとなっています。

② 耕作目的以外の権利取得の禁止

農地について、権利を取得しようとする者またはその世帯員が、農地の権利取得後、耕作の事業に供すべき農地のすべてについて、自ら耕作の事業を行うと認められない場合は許可されません。

新たに権利を取得する農地のみならず、従来から耕作していた農地のすべてを自ら耕作することが必要です。

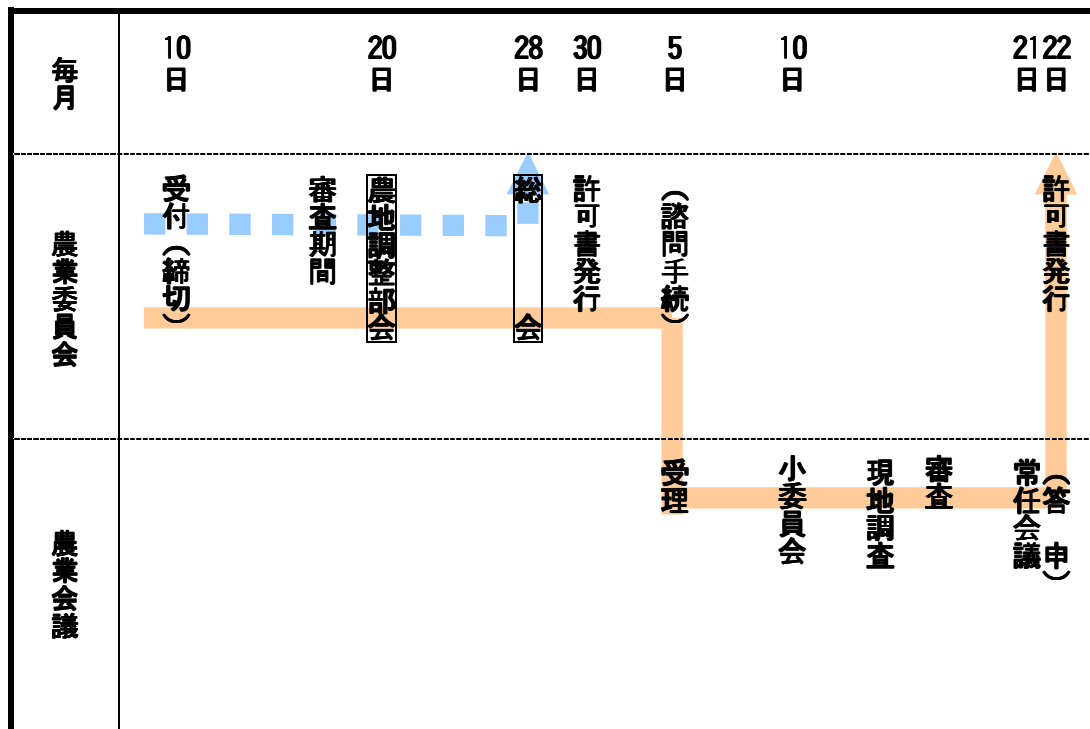
③ 効率的に利用しない場合の権利取得の禁止

権利を取得しようとする者またはその世帯員の農業経営の状況、その住所地から農地までの距離等からみて、これらの者がその土地を効率的に利用して耕作の事業を行うことができるかと認められない場合は、原則として許可されません。

5 3条許可不要の場合（主な場合）

- ① 相続で権利を取得する場合
- ② 土地収用法その他の法律によって農地または権利が収用され、または使用される場合
- ③ 遺産の分割、財産の分与に関する裁判もしくは調停または相続財産の分与に関する裁判によって、権利が設定され、または移転される場合
- ④ 包括遺贈により権利を取得する場合
- ⑤ 民事調停法による農事調停により権利が設定され、または移転される場合
- ⑥ 権利を取得する者が国または福井県である場合

6 許可がおけるまでの流れ（3条の流れは点線、4・5条の流れは実線）



※農地法第3条許可書発行までの標準日数は3週間です。

農地法第3条許可申請に必要な書類

- 許可申請書（薄黄色3枚目も記入）
- 土地登記簿謄本（全部事項証明書）・・・法務局にて3ヶ月以内に交付したもの
- 地籍図（公図）・・・法務局、市役所税務課にて3ヶ月以内に交付したもの
- 位置図（申請地を赤丸で示す）
- 付近図（住宅地区複写など）
- 3年以上耕作念書
- 農地等利用計画書
- 水稲共済加入念書（水田のみ）
- 土地改良組合員資格得喪通知書の受印されたコピー（受益地のみ）
- 日野川用水土地改良組合員資格得喪通知書の受印されたコピー（受益地のみ）
- その他農業委員会が必要と認めた

受付締切は毎月10日です
（閉庁日の場合は締切日の前日となります）